

令和7年度生成AI利用ローカル環境構築業務 委託仕様書

1. 概要

本仕様書は、三重県（以下「本県」という。）の「令和7年度生成AI利用ローカル環境構築業務（以下「本委託業務」という。）」の提案に関し、必要な仕様を定めるものである。

2. 本委託業務の目的

本委託業務では、職員が一般業務の文章作成等、日々の業務を実施するにあたって、業務で蓄積された非公開情報を生成AIに学習させ、学習させた情報などに基づいた回答を行うことができる生成AIチャットボットの利用環境を庁内WAN内の閉鎖環境下に構築し、運用することで、業務効率化と生産性のさらなる向上を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 履行場所

三重県津市地内 他

5. 業務の内容

業務の内容は、次のとおりとする。

（1）生成AI利用ローカル環境構築

（ア）非公開情報を扱うためインターネット上のAPIやLGWANのAPIなどを利用しない行政WAN内の閉鎖環境下に、大規模言語モデル(LLM)を用いたRAG機能を有する生成AI利用ローカル環境を企画・設計し、新規構築すること。

（イ）生成AI利用ローカル環境は、RAG機能を有するAIアプリケーションの開発環境と、セルフホスト型ウェブインターフェースを用いたノーコード・ローコードで運用可能な構成とすること。利用するLLMは変更可能な構成とすること。

（ウ）生成AI利用ローカル環境は、LLMにgpt-oss 120bを用いた場合の生成パフォーマンスは、45tokens/秒以上を満たす性能を有すること。

（エ）生成AI利用ローカル環境の状況を把握するUI/UXに優れたダッシュボードを実装すること。

（オ）環境構築にあたっては、必要なハードウェア、ソフトウェアを全て受託者が手配すること。

（カ）各ソフトウェアは、安定している最新盤を使用し、最新のセキュリティーパッチ等を適用したものとすること。

（キ）環境構築にあたっては、サーバー等の動作検証を十分に行うとともに、各種性能について評価すること。

（2）生成AI利用ローカル環境技術支援

- (ア) 県管理者向けに、生成AI利用ローカル環境を構成するハードウェア、ソフトウェアの操作説明を行うこと。
- (イ) 県が実施する行政資料等を用いた下記の2種類のAIアプリケーションの実証に対する技術支援を実施すること。
 - ① 過去の議会資料のRAGを構築し、RAGに基づく答弁案の作成
 - ② 法律・条例等のRAGを構築し、RAGに基づく関連法令等の検索
- (ウ) 運用支援として、不具合対応や管理者からの問い合わせ対応を実施すること。
- (エ) 不具合対応やライブラリ等のアップデート、追加ソフトのインストール作業をオンラインで行うこと。また、運用期間中に修正パッチが配信された場合は速やかに適用すること。

（3）生成AI利用ローカル環境の研修

- (ア) 県管理者が、効果的に生成AI利用ローカル環境を利用するためには必要となる、構成するハードウェア、ソフトウェアに関する研修又は操作説明会を実施すること。

6. 実施スケジュール

- (1) 生成AI利用ローカル環境構築 ----- 契約締結日から40日以内
- (2) 生成AI利用ローカル環境技術支援 ----- 環境構築完了から契約終了まで

7. 実施体制

- (1) 本委託業務の受託者は、本委託業務の実施にあたって、プロジェクト全体を統括する責任者を配置し、効率的なプロジェクト管理を行うこと。
- (2) 原則として、契約期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本県に申し出、承諾を得ること。
- (3) 本県との連絡対応の窓口を一本化し、即時に対応できる体制を確立すること。

8. 実施計画書の提出

- (1) 本委託業務の受託者は、本委託業務の履行に当たり、あらかじめ実施体制及びスケジュール等を記載したプロジェクト実施計画書を提出し、本県の承諾を得た上で、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。

9. 成果物

- (1) 成果物の様式、記載内容及び納入期限の詳細については、事前に本県と協議し、承認を受けた上で決定すること。
- (2) ドキュメント類については、電子媒体で提供すること。また、プログラム言語等特殊なものを除き、成果物は日本語を使用して作成すること。
- (3) 本委託業務の成果物及び納入時期は次のとおりとする。
 - ① プロジェクト実施計画書 ----- 契約締結日から10日以内
 - ② ハードウェア・ソフトウェアの説明書 ----- 環境構築後5日以内

③ 生成AI利用ローカル環境の操作説明書 ----- 環境構築後5日以内

10. 著作権の取り扱い等

- (1) 本契約に基づく成果物の所有権は、本県への成果物の引き渡しが完了した時に、本県へ移転するものとする。
- (2) 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引き渡しをもって、本県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

11. その他

- (1) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- (2) 本委託業務の実施に要する費用は、すべて受託者の負担とすること。ただし、本研修会に使用する会場は県が用意する。
- (3) 打ち合わせの内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (4) 受託者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア)断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ)警察に通報するとともに捜査上必要な協力すること。
 - (ウ)発注者に報告すること。
 - (エ)業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (6) 受託者が(5)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。